

# 四半期報告書

(第92期第2四半期)

株式会社力ネカ

E 0 0 8 7 9

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社カネカ

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
第3 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【役員の状況】 .....	12
第4 【経理の状況】 .....	13
1 【四半期連結財務諸表】 .....	14
2 【その他】 .....	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	25

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年11月12日

**【四半期会計期間】** 第92期第2四半期  
(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

**【会社名】** 株式会社カネカ

**【英訳名】** KANEKA CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 角 倉 護

**【本店の所在の場所】** 大阪市北区中之島二丁目3番18号

**【電話番号】** (06)6226—5169

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 経理部長 石 原 忍

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区赤坂一丁目12番32号

**【電話番号】** (03)5574—8001

**【事務連絡者氏名】** 総務部東京総務グループリーダー 渡 邊 武 雄

**【縦覧に供する場所】** 株式会社カネカ東京本社  
(東京都港区赤坂一丁目12番32号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第2四半期 連結累計期間	第92期 第2四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	273,368	279,843	552,189
経常利益 (百万円)	9,589	15,808	24,752
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	5,438	9,909	18,033
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	10,131	7,878	34,628
純資産額 (百万円)	289,150	312,519	309,227
総資産額 (百万円)	537,368	562,672	557,962
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	16.14	29.66	53.52
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	16.13	29.64	53.48
自己資本比率 (%)	51.8	53.6	53.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,111	31,627	33,602
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,931	△22,750	△38,214
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,994	△1,705	△804
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	28,937	35,417	28,020

回次	第91期 第2四半期 連結会計期間	第92期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	7.30	14.28

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は次のとおりです。

(機能性樹脂事業)

新たに設立したカネカMSマレーシアSdn. Bhd. を連結子会社にしております。

(発泡樹脂製品事業)

新たに設立したカネカタイランドCo., Ltd. を連結子会社にしております。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりです。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、米国で消費主導による成長が継続し、欧州景気も緩やかながら回復基調にありましたが、中国経済の減速が鮮明となり、新興国・資源国へ波及し、力強さを欠く展開となりました。わが国の経済は、投資環境や所得雇用環境の改善が進み、景気は緩やかながら回復しているものの、足元では中国経済減速の影響が企業業績に徐々に現れ始めております。

このような状況のもと、当社グループの当第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日～平成27年9月30日）の売上高は、海外事業が拡大し279,843百万円（前年同四半期連結累計期間（以下、前年同期）比2.4%増）と増収となりました。営業利益は19,195百万円（前年同期比102.4%増）、経常利益は15,808百万円（前年同期比64.8%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は9,909百万円（前年同期比82.2%増）といずれも増益となりました。

セグメントの状況は、次のとおりであります。

#### ① 化成品事業

塩化ビニール樹脂は、国内需要は低調でしたが、海外向け販売が増加しました。塩ビ系特殊樹脂は、海外市場を中心に好調に推移しました。特に塩素化塩ビは、本年3月に稼働した米国での生産能力増強設備が寄与しました。か性ソーダは、国内需要が低調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は52,568百万円と前年同期と比べ3,634百万円（6.5%減）の減収となりましたが、営業利益は2,471百万円と、収益性の向上により前年同期と比べ1,675百万円（210.7%増）の増益となりました。

#### ② 機能性樹脂事業

モディファイヤーは、欧州を中心に建築需要の落ち込みの影響を受け海外販売が伸び悩みましたが、製品差別化力の向上とコストダウンへの取り組みを強化すると共に、新製品の市場開発も進めたことで、利益は順調に拡大しました。変成シリコンポリマーは、オンリーワン製品としてユニークな品質特性への評価が高く、建築用途などで他素材からの置き換えが進み、海外市場を中心に販売が拡大しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は47,555百万円と前年同期と比べ126百万円（0.3%減）の減収となりましたが、営業利益は7,359百万円と前年同期と比べ2,000百万円（37.3%増）の増益となりました。

### ③ 発泡樹脂製品事業

発泡スチレン樹脂・成型品は、農水産分野に加え土木分野でも販売が順調に拡大しましたが、押出法発泡ポリスチレンボードは、消費税率引き上げ後に落ち込んでいた住宅関連市場が持ち直してきてはいるものの回復のペースは遅く、需要も低調に推移しました。ビーズ法発泡ポリオレフィンには、欧州など海外市場での自動車分野を中心に販売数量が増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は33,459百万円と前年同期と比べ1,076百万円(3.3%増)の増収となり、営業利益は3,148百万円と前年同期と比べ1,645百万円(109.6%増)の増益となりました。

### ④ 食品事業

食品は、国内需要の伸び悩みと低価格志向が継続する中で、食の多様化に対応すべく技術革新を進め、ニーズを先取りした新製品の販売に積極的に取り組みました。また円安の進行等を背景に主要原料価格が高止まる中で、販売価格の修正や事業構造改革を進め、事業採算の向上に取り組みました。

以上の結果、当セグメントの売上高は70,693百万円と前年同期と比べ2,806百万円(4.1%増)の増収となり、営業利益は900百万円と、前年同期と比べ517百万円(135.4%増)の増益となりました。

### ⑤ ライフサイエンス事業

医療機器は、血液浄化システム事業の一部製品の販売が伸び悩みましたが、インターベンション事業は国内・海外向けの販売が堅調に推移しました。また欧米などグローバル市場での新製品の販売拡大や、消化器内治療領域など新領域での事業拡大にも注力しました。医薬中間体は、販売数量が増加し、API(医薬品としての有効成分を有する原体)やバイオロジクス分野において、グループ会社である大阪合成有機化学研究所やユーロジェンテック(ベルギー)の販売も順調に拡大しました。機能性食品素材は、サプリメント市場における還元型コエンザイムQ10のヘルスケア効果の認知が着実に進み、販売数量が増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は30,067百万円と前年同期と比べ3,620百万円(13.7%増)の増収となり、営業利益は5,752百万円と前年同期と比べ1,401百万円(32.2%増)の増益となりました。

### ⑥ エレクトロニクス事業

超耐熱ポリイミドフィルムと超高熱伝導グラファイトシートは、昨年度の生産体制整備の遅れにより需要拡大に十分にこたえられなかったことを踏まえ、マレーシア新工場の生産体制を強化しましたが、中国スマートフォン市場の需要低調などの影響を受けて販売数量はやや伸び悩みました。しかし、スマートフォンメーカーの新モデル立ち上げに伴って販売は着実に拡大してきています。光学材料については、需要が堅調に推移しました。太陽電池は、消費税率引き上げ後の住宅関連需要の回復が遅れている影響を受けましたが、技術革新による世界最高レベルの変換効率をもつ新製品の市場開発が着実に進み、また生産体制見直しなどの事業構造改革を進めたことにより、事業採算が改善しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は20,892百万円と前年同期と比べ345百万円(1.6%減)の減収となりましたが、営業利益は572百万円と前年同期と比べ1,074百万円の増益となりました。

### ⑦ 合成繊維、その他事業

合成繊維は、アフリカ市場での頭髪分野の需要が旺盛ななか、当社の高品質・高ブランド力により、フル生産フル販売の状況が継続しました。また円安が進んだことも寄与し、収益が大幅に拡大しました。マレーシアにおける新工場稼働により旺盛な需要に対応するとともに、コストダウンにも積極的に取り組んでまいります。

以上の結果、当セグメントの売上高は24,606百万円と前年同期と比べ3,078百万円(14.3%増)の増収となり、営業利益は8,708百万円と前年同期と比べ3,189百万円(57.8%増)の増益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ4,709百万円増の562,672百万円、有利子負債残高は、2,118百万円増の112,549百万円となりました。また、純資産は、利益剰余金の増加等により3,292百万円増の312,519百万円となりました。この結果、自己資本比率は53.6%、D/Eレシオは0.37となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ7,396百万円増加し、35,417百万円となりました。

区分毎の概況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動による資金の増加は、31,627百万円（前年同期比20,515百万円増）となりました。

その主な内容は、税金等調整前四半期純利益15,309百万円、減価償却費12,847百万円等による資金の増加であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動による資金の支出は、22,750百万円（前年同期比2,818百万円増）となりました。

その主な内容は、有形固定資産の取得による支出20,378百万円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動による資金の支出は、1,705百万円（前年同期比5,700百万円増）となりました。

その主な内容は、借入の実施3,006百万円等による資金の増加と、自己株式の取得による支出1,819百万円、配当金の支払額2,680百万円等による資金の減少であります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更又は新たな発生はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

##### ① 基本方針の内容

当社が公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、仮に当社取締役会の賛同を得ずに、いわゆる「敵対的買収」がなされたとしても、それが企業価値ひいては株主共同の利益につながるものであるならば、これを一概に否定するものではありません。しかし、当社株式に対する大規模な買収行為が行われる場合には、株主に十分な情報提供が行われることを確保する必要があると考えます。また、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう敵対的かつ濫用的買収が当社を対象に行われた場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、必要・適正な対応策を採らなければならないと考えております。

##### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、2009年に創立60周年を迎えて、10年後の将来へ向けた長期経営ビジョン『KANEKA UNITED宣言』を策定いたしました。この中で、当社グループの抜本的な「変革」と継続的な「成長」をめざし、「環境・エネルギー」「健康」「情報通信」「食料生産支援」を重点戦略分野と位置づけ、経営の重点施策として、イ．研究開発型企業への進化、ロ．グローバル市場での成長促進、ハ．グループ戦略の展開、ニ．アライアンスの推進、ホ．CSRの重視、に取り組んでおります。また、平成26年度から新たにスタートした中期計画においては、R&Dの強化による新規事業の創出とグローバルな飛躍に注力し、事業構造を変革させ、当社グループの変革と成長を加速してまいります。

##### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、引き続き当社の中長期にわたる企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます）の継続を、平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会において株主のみなさまにご承認いただいております。本プランの概要は以下のとおりです。

- イ．本プランは、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等に対する買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます）を対象とします。
- ロ．当社の株券等に対する大規模買付行為を行おうとする際に遵守されるべき所定の手続（以下、「大規模買付ルール」といいます）を予め定めておいて、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討を行い、また株主のみなさまに対して当社取締役会としての意見や代替案等を提示する、あるいは買付者との交渉を行っていく機会と時間を確保します。
- ハ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復しがたい損害を与えるなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことがあります。
- ニ．当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対し、対抗措置の発動の可否を諮問します。対抗措置の発動の可否は、当社取締役会の決議によりますが、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- ホ．本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第92回定時株主総会終結の時までとします。

#### ④ 取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、前号の取組みが、本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位を維持するものでないこと、という三つの要件に該当すると判断しております。その理由は、以下に記載するとおりであります。

- イ. 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。
- ロ. 本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主のみなさまが判断するために必要な情報や時間を確保し、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されたものです。
- ハ. 本プランは、平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会で、株主のみなさまのご承認をいただいております。また、本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第92回定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主のみなさまの意向が反映されるものとなっております。
- ニ. 社外取締役、社外監査役又は社外有識者から構成される特別委員会によって当社取締役の恣意的行動を厳しく監視し、その勧告の概要及び判断の理由等は適時に株主のみなさまに情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されております。
- ホ. 本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置が合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。
- ヘ. 特別委員会は、当社の費用で独立した第三者専門家の助言を得ることができるとされており、特別委員会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。
- ト. 本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。さらに、当社は取締役の任期を1年としており、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は13,073百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	350,000,000	350,000,000	東京(市場第一部)、 名古屋(市場第一部) 各証券取引所	単元株式数は1,000株であります。
計	350,000,000	350,000,000	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月9日
新株予約権の数(個)	74
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成27年8月12日～平成52年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 948 (注) 1 資本組入額 474
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

- 2 ①新株予約権者は、平成27年8月12日から平成52年8月11日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- ②新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、新株予約権者に割り当てられた新株予約権の総数全てについて行使するものとし、その一部のみについての行使はできません。
- ③新株予約権の質入、その他一切の処分は認めません。
- 3 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものいたします。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものいたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものいたします。
  - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものいたします。
  - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式といたします。
  - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
  - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。
  - ⑤新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
  - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）1に準じて決定します。
  - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものいたします。
  - ⑧新株予約権の取得事項  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができます。
  - ⑨その他の新株予約権の行使の条件  
上記（注）2に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日	—	350,000	—	33,046	—	34,821

## (6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社カネカ	大阪市北区中之島二丁目3番18号	16,921	4.83
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	15,570	4.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	15,486	4.42
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	15,458	4.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	14,962	4.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	14,877	4.25
明治安田生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	13,125	3.75
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11,544	3.30
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	10,524	3.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,262	2.07
計	—	135,731	38.78

(注) 1 上記の所有株式数のうち信託業務に係る株式数が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)については15,486千株、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)については14,962千株、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)については14,877千株、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)については7,262千株あります。

2 株式会社三菱東京UFJ銀行他2社から平成25年12月16日付けで大量保有報告書の提出があり、平成25年12月9日現在で以下の株式等を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有株式数の確認ができないため、平成27年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

なお、株式会社三菱東京UFJ銀行他2社の大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11,544	3.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	16,031	4.58
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号新有楽町ビル4階	574	0.16

3 三井住友信託銀行株式会社他2社から平成25年1月21日付けで大量保有報告書の提出があり、平成25年1月15日現在で以下の株式等を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質保有株式数の確認ができないため、平成27年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

なお、三井住友信託銀行株式会社他2社の大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	21,353	6.10
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	474	0.14
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー	566	0.16

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,921,000 (相互保有株式) 普通株式 80,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 331,792,000	331,792	—
単元未満株式	普通株式 1,207,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	350,000,000	—	—
総株主の議決権	—	331,792	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が587株含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カネカ	大阪市北区中之島 二丁目3番18号	16,921,000	—	16,921,000	4.83
(相互保有株式) セメダイン株式会社	東京都品川区大崎一丁目 11番2号 ゲートシティ 大崎イーストタワー	50,000	—	50,000	0.01
(相互保有株式) 株式会社オーノ	大阪府堺市南区原山台 五丁15番1号	30,000	—	30,000	0.01
計	—	17,001,000	—	17,001,000	4.86

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	28,070	35,477
受取手形及び売掛金	122,083	118,525
有価証券	110	110
商品及び製品	51,610	50,857
仕掛品	9,516	10,695
原材料及び貯蔵品	30,057	30,516
その他	15,299	15,904
貸倒引当金	△100	△142
流動資産合計	256,647	261,944
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	64,804	65,287
機械装置及び運搬具（純額）	91,752	90,192
その他（純額）	51,031	53,604
有形固定資産合計	207,588	209,084
無形固定資産		
のれん	4,701	4,555
その他	7,012	7,601
無形固定資産合計	11,714	12,156
投資その他の資産		
投資有価証券	61,344	58,875
その他	20,887	20,833
貸倒引当金	△220	△222
投資その他の資産合計	82,012	79,486
固定資産合計	301,315	300,727
資産合計	557,962	562,672

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	63,071	63,031
短期借入金	55,636	50,589
未払法人税等	2,323	3,179
引当金	113	13
その他	40,568	39,180
流動負債合計	161,713	155,994
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	47,274	54,455
引当金	280	276
退職給付に係る負債	25,338	25,641
その他	4,129	3,785
固定負債合計	87,022	94,158
負債合計	248,735	250,152
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	33,046	33,046
資本剰余金	34,836	34,905
利益剰余金	218,746	225,966
自己株式	△12,071	△13,865
株主資本合計	274,558	280,053
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19,659	18,168
繰延ヘッジ損益	△104	△60
為替換算調整勘定	2,975	1,890
退職給付に係る調整累計額	1,172	1,273
その他の包括利益累計額合計	23,702	21,272
新株予約権	136	193
非支配株主持分	10,829	11,001
純資産合計	309,227	312,519
負債純資産合計	557,962	562,672

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	273,368	279,843
売上原価	207,734	200,245
売上総利益	65,633	79,597
販売費及び一般管理費	※1 56,151	※1 60,402
営業利益	9,482	19,195
営業外収益		
受取配当金	703	752
為替差益	1,222	-
持分法による投資利益	140	167
その他	485	404
営業外収益合計	2,552	1,324
営業外費用		
支払利息	594	596
固定資産除却損	738	1,536
為替差損	-	1,493
その他	1,112	1,084
営業外費用合計	2,445	4,711
経常利益	9,589	15,808
特別損失		
訴訟関連費用	524	498
特別損失合計	524	498
税金等調整前四半期純利益	9,064	15,309
法人税、住民税及び事業税	1,741	3,778
法人税等調整額	1,666	1,329
法人税等合計	3,408	5,108
四半期純利益	5,656	10,200
非支配株主に帰属する四半期純利益	217	291
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,438	9,909

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純利益	5,656	10,200
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,250	△1,446
繰延ヘッジ損益	-	44
為替換算調整勘定	887	△1,014
退職給付に係る調整額	290	115
持分法適用会社に対する持分相当額	47	△21
その他の包括利益合計	4,475	△2,322
四半期包括利益	10,131	7,878
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,915	7,479
非支配株主に係る四半期包括利益	216	399

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	9,064	15,309
減価償却費	11,237	12,847
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	243	311
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△1,221	212
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3	43
受取利息及び受取配当金	△757	△776
支払利息	594	596
持分法による投資損益 (△は益)	△140	△167
固定資産処分損益 (△は益)	287	289
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,963	3,089
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,319	△1,515
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,285	261
その他	1,010	3,758
小計	15,316	34,261
利息及び配当金の受取額	789	802
利息の支払額	△603	△590
法人税等の支払額	△4,390	△2,846
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,111	31,627
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△18,631	△20,378
無形固定資産の取得による支出	△1,018	△1,636
投資有価証券の取得による支出	△429	△46
投資有価証券の売却による収入	366	320
関係会社株式の取得による支出	△71	-
貸付けによる支出	△379	△1,162
貸付金の回収による収入	186	531
その他	45	△378
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,931	△22,750
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	3,721	△334
長期借入れによる収入	10,891	10,804
長期借入金の返済による支出	△2,692	△7,463
社債の償還による支出	△5,000	-
リース債務の返済による支出	△107	△56
自己株式の取得による支出	△10	△1,819
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△2,695	△2,680
非支配株主への配当金の支払額	△112	△147
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,994	△1,705
現金及び現金同等物に係る換算差額	△60	225
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,885	7,396
現金及び現金同等物の期首残高	33,803	28,020
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	19	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 28,937	※1 35,417

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間より、新たに設立したカネカタイランドCo.,Ltd.を連結の範囲に含めておりません。 当第2四半期連結会計期間より、新たに設立したカネカMSマレーシアSdn. Bhd.を連結の範囲に含めておりません。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
(会計方針の変更)	<p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することに変更いたしました。</p> <p>企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。</p> <p>なお、当第2四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益、並びに当第2四半期連結会計期間末の資本剰余金に与える影響は軽微であります。</p>

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

連結会社以外の会社の銀行等よりの借入に対する保証

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
KSSベトナムCo., Ltd.	281百万円	233百万円
(株)カナエ	－百万円	174百万円

連結会社以外の会社の銀行よりの借入に対する経営指導念書等

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
TGA ペーストリーカンパニー Pty. Ltd.	211百万円	180百万円
カネカファーマベトナム Co., Ltd.	45百万円	－百万円

2. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
受取手形割引高	241百万円	30百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
荷造運搬費	12,964百万円	13,722百万円
給料及び賃金	10,737百万円	11,135百万円
退職給付費用	839百万円	756百万円
研究開発費	11,544百万円	13,073百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	28,990百万円	35,477百万円
有価証券勘定	110百万円	110百万円
計	29,100百万円	35,587百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	△162百万円	△170百万円
現金及び現金同等物	28,937百万円	35,417百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,695	8	平成26年3月31日	平成26年6月6日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,696	8	平成26年9月30日	平成26年12月5日

当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,680	8	平成27年3月31日	平成27年6月5日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,664	8	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント								調整額	合計
	化成品	機能性樹脂	発泡樹脂製品	食品	ライフサイエンス	エレクトロニクス	合成繊維、その他	計		
売上高										
外部顧客への売上高	56,203	47,682	32,382	67,887	26,447	21,238	21,527	273,368	—	273,368
セグメント間の内部売上高又は振替高	672	307	120	0	19	145	605	1,871	△1,871	—
計	56,875	47,990	32,503	67,887	26,466	21,383	22,132	275,240	△1,871	273,368
セグメント利益又は損失(△)	795	5,359	1,502	382	4,350	△502	5,519	17,407	△7,924	9,482

(注) セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	17,407
セグメント間取引消去	6
全社費用(注)	△7,932
その他の調整額	1
四半期連結損益計算書の営業利益	9,482

(注) 全社費用は主に特定の報告セグメントに帰属しない基礎的研究開発費であります。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント								調整額	合計
	化成品	機能性樹脂	発泡樹脂製品	食品	ライフサイエンス	エレクトロニクス	合成繊維、その他	計		
売上高										
外部顧客への売上高	52,568	47,555	33,459	70,693	30,067	20,892	24,606	279,843	—	279,843
セグメント間の内部売上高又は振替高	479	336	28	3	10	139	646	1,643	△1,643	—
計	53,047	47,892	33,487	70,696	30,078	21,032	25,252	281,487	△1,643	279,843
セグメント利益	2,471	7,359	3,148	900	5,752	572	8,708	28,912	△9,717	19,195

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	28,912
セグメント間取引消去	4
全社費用(注)	△9,742
その他の調整額	19
四半期連結損益計算書の営業利益	19,195

(注) 全社費用は主に特定の報告セグメントに帰属しない基礎的研究開発費であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、一部の連結子会社の所管変更を行っており、それに伴い報告セグメントを「エレクトロニクス」事業から「発泡樹脂製品」事業に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しており、前第2四半期連結累計期間の「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	16円14銭	29円66銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	5,438	9,909
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	5,438	9,909
普通株式の期中平均株式数(千株)	336,985	334,083
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	16円13銭	29円64銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(千株)	260	281

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成27年11月10日の取締役会において、配当につき次のとおり決議しました。

- (イ) 剰余金の配当による配当金の総額 2,664百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 8円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成27年12月4日

(注) 平成27年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

### 訴訟等

- (イ) 当社は、韓国のUNO&COMPANY, LTD. 並びに、米国のJBS HAIR, INC. 及びJinny Beauty Supply Company, Inc. を相手方とし、難燃性ポリエステル系人工毛髪用繊維に関する米国特許侵害訴訟を提起しております。本訴訟については、2013年11月5日に当社の主張を認める地裁判決がありましたが、同年12月3日に被告3社が控訴手続きを開始し、現在も継続中であります。
- (ロ) 当社は、韓国のSKC KOLON PI, Inc. 及び米国のSKC, Inc. を相手方とし、ポリイミドフィルム製品に関する米国特許侵害訴訟を提起しております。
- (ハ) 当社は、Zhejiang Medicine Co., Ltd. (ZMC), ZMC - USA, LLC, Xiamen Kingdomway Group Company, Pacific Rainbow International Inc., 及びShenZhou Biology&Technology Co., Ltd. を相手方とし、酸化型コエンザイムQ10に関する米国特許侵害訴訟を提起しております。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月11日

株式会社カネカ

取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 田 享 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 田 剛 士 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カネカの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カネカ及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月12日

【会社名】 株式会社カネカ

【英訳名】 KANEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 角 倉 護

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役員 石 原 忍

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島二丁目3番18号

【縦覧に供する場所】 株式会社カネカ東京本社  
(東京都港区赤坂一丁目12番32号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長角倉護及び当社取締役常務執行役員石原忍は、当社の第92期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。